

## 地域再生基本方針の一部変更について

（ 令和2年3月 日  
閣議決定案 ）

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

- 1 地域再生の意義及び目標
  - 1) 地域再生の意義
  - 2) 地域再生の目標
- 2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
  - 1) 地域の知恵と工夫のサポート・促進
  - 2) 地方版総合戦略との連携
  - 3) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等
  - 4) 民間のノウハウ、資金等の活用促進
  - 5) 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等との連携
  - 6) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進
- 3 特定政策課題に関する基本的な事項
  - 1) 特定政策課題の選定基準
  - 2) 特定政策課題の選定の進め方
  - 3) 特定政策課題の具体的テーマの設定
- 4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項
  - 1) 地域再生計画の認定基準
  - 2) 地域再生計画の作成の提案
  - 3) 地域再生計画の認定手続等
  - 4) 地域再生協議会の設置
  - 5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置
  - 6) 地域再生計画と連動した支援措置
  - 7) 認定地域再生計画の実施状況等
- 5 地域再生の推進のために必要な事項
  - 1) 法第4条の2の規定に基づく提案
  - 2) 法第4条の3の規定に基づく提案

- 3) 地域再生推進法人の指定
- 4) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供
- 5) 透明性の確保

3を削り、4を3とし、5中「地域再生計画の認定手続」を「地域再生計画の認定手続等」に、同3)②ホf.中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同⑤の次に次を加える。

⑥ 認定を受けた地方公共団体による関係行政機関の事務調整の要請

法第10条の2第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

この要請を受けて、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

⑦ 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第11条第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知する。

当分の間、この施策の改善提案については、5の1)の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

同4)中「6の1)」を「5の3)」に、同5)②ロ中「地方公共団体」を「認定地方公共団体」に、「寄附の総額が事業費を超えない範囲において、寄附を受領することとする」を「寄附が当該事業の実施に必要な費用に充てられるよう、以下の事項に留意し、当該事業を適切に実施しなければならない」に改め、同ロに次を加える。

- a. 寄附を受領する時点で当該事業の進捗を確認すること。
- b. 寄附の総額が事業費を上回る蓋然性が高いにもかかわらず、更に寄附を募集する等当該事業の適切な実施を妨げる行為を行わないこと。
- c. 寄附を基金の積立てに充てる場合は、当該事業の終了時に基金への積立額の総額が事業費を上回らないようにすること。
- d. 内閣府令第14条第3項に基づく報告において、寄附の総額が事業費を上回り、法第9条に基づき、内閣総理大臣又は関係行政機関の長が認定地方公共団体に対し、是正の要求を行った場合には、適正化の措置を講ずること。

同5) ②ハ中「地方公共団体」を「認定地方公共団体」に改め、同ニを次のように改める。

- ニ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行った認定地方公共団体は、当該事業期間内の各会計年度終了後及び当該事業の完了後には、当該事業の実施状況に関する報告書を、内閣府令で定めるところにより、速やかに内閣総理大臣に提出することとする。

同5) ②ホ中「地方公共団体」を「認定地方公共団体」に、「このほか、」を「その他」に改め、同ホの次に次を加える。

ヘ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、内閣総理大臣が、認定地域再生計画が法第5条第15項各号のいずれかに適合しなくなったものと認めて、法第10条第1項の規定により、その認定を取り消すことができる場合は、以下のとおりである。ただし、天災その他やむを得ない事由により以下の事態に至った場合においては、この限りでない。

- a. 法第5条第15項第1号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
- i) 認定地方公共団体が、ロ a. から d. までに掲げる事項に留意せずに事業を実施する等、当該事業を適切に実施していない場合
  - ii) 認定地方公共団体が、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として、ホに掲げる行為を行った場合
  - iii) その他当該事業が地域再生基本方針に適合しなくなった場合
- b. 法第5条第15項第2号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
- i) 当該認定地域再生計画を実施しても、当初の目標が達成される見込みがなくなった場合
  - ii) その他当該計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められなくなった場合
- c. 法第5条第15項第3号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
- i) 当該事業の実施スケジュールが大幅に遅れた場合
  - ii) 当該事業の実施が不可能となった場合
  - iii) その他当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合

同5) ⑫中「6の1)」を「5の3)」に改め、同⑳及び同㉑を削り、5を4とする。

6中3)を5)とし、2)を4)とし、1)を3)とし、同3)の前に次の2を加え、6を5とする。

- 1) 法第4条の2の規定に基づく提案

### ① 提案の募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施策についての提案を募集する。

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め誰からのものであっても受け付ける。

### ② 提案の対象

提案の対象は、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

特に、特定政策課題の解決に資する施策に係る提案については、これをテーマとした募集を行う。また、特定政策課題の解決状況等を踏まえて見直しを行う場合は、必要に応じ、これらの提案募集に併せ、特定政策課題の提案募集を行う。

### ③ 提案受付の方法

地域再生の推進に資する施策の提案は、本部の事務を処理する内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、毎年度1回行うこととし、募集時期については、構造改革特区制度等の提案募集との連携等にも配慮し決定する。

### ④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

## 2) 法第4条の3の規定に基づく提案

### ① 地方公共団体による提案

地域再生に取り組む地方公共団体の声に耳を傾け、より強力に支援を行うため、法第4条の3の規定に基づき、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を随時することができるものとする。

### ② 提案の対象

提案の対象は、地域の具体の課題解決に向けた税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置とする。なお、

単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

③ 提案受付の方法

提案は、内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

なお、提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知するものとする。

別表を別紙のように改める。

附 則

この閣議決定は、令和2年3月31日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律 号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 別表（地域再生計画と連動する施策）

（※1）地域再生計画と連動する方法欄について、「支援要件」は地域再生計画の認定を受けることが支援の要件となる施策、「特別支援」は地域再生計画の認定を受けた場合に採択要件の緩和や補助率のかさ上げなどの特別な支援が受けられる施策、「優先採択」は地域再生計画の認定を受けた場合に優先採択や加算措置などの重点的な支援が受けられる施策、「その他」はその他の方法により連動する施策。

（※2）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

（※3）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針4の3）特定政策課題の具体的テーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「6次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法				プログラム分類							特定政策課題のテーマ分類					
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外団地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー
まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)	従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援するため、予算の範囲内で、交付金を交付する。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方創生応援税制(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例)	認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎							
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることにより、対象事業の充実を図る。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省	◎										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	地方において本社機能の強化を行う地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省	◎				◎			◎									
地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	認定市町村が、認定市町村の議会の議決及び公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画を認定したときは、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、都市公園の占用に関する特例措置を講ずる。(※併せて、地域再生計画及び地域来訪者等利便増進活動計画に、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付する措置の内容について記載する必要がある。)	内閣府 国土交通省	◎				◎	◎	◎	◎		◎							
商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業計画を作成したときは、商店街振興組合の設立要件の緩和、中小企業への資金調達面での支援等の特例措置を講ずる。	内閣府 経済産業省	◎				◎			◎									
地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	市町村が、認定地域再生計画に記載された①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農用地等の保全及び利用に関する事項について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎				◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎
自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物資の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。	国土交通省	◎							◎						◎			

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法										プログラム分類					特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外回帰再生	中山間地域	6次産業化	再生可能なエネルギー			
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要な介護事業者の指定等、事業者による手続の簡素化の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省	◎					◎	◎		◎	◎		◎								
地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された地域住宅団地再生事業について、協議会での協議を経て地域住宅団地再生事業計画を作成し、国土交通大臣等の同意を得て公表したときは、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された建築物の整備方針に適合することをもって建築物の建築等を許可することが可能となる等の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省 国土交通省	◎					◎	◎		◎					◎						
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、農業委員会の同意を得て公表したときは、一定の区域について農業委員会の公示によらずに、移住者が農地の権利を取得する場合における下限面積を引き下げることが可能となる等、手続の円滑化の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎					◎	◎		◎					◎						
地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省	◎								◎					◎	◎					
株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むことができることとする。	内閣府	◎						◎		◎	◎			◎	◎			◎			
構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなることにも、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は地域経済牽引事業促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府 経済産業省	◎								◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁	◎										◎	◎	◎	◎						
地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たっては、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府								◎		◎			◎	◎	◎	◎				
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁	◎								◎											
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省		◎										◎								
ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が(財)地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省		◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業を行う過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の継続的な維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。	総務省								◎	◎	◎				◎	◎					





